



三重県公報

平成31年2月22日（金）

第 3085 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
公 安 委 規 則			
2	三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	2
告 示			
95	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
96	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
97	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	3
98	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	3
99	生活保護法の規定による指定施術者からの事業の廃止の届出	(同)	4
100	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(同)	4
101	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	4
102	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
103	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	5
104	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの事業の廃止の届出	(同)	5
105	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(漁 業 環 境 課)	5
106	漁業災害補償法の規定による一定の水域の設定	(同)	6
107	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	7
108	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	7
109	証紙の販売所の新設の承認	(出 納 局)	8
110	証紙の販売所の名称を変更する旨の届出	(同)	8
111	証紙の販売所を廃止する旨の届出	(同)	8
公 告			
	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 収 確 保 課)	8
	農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	9
	三重県学校給食用牛乳供給事業者の公表	(畜 産 課)	10
	土地改良区の設立認可	(農 地 調 整 課)	11
	同件	(同)	11
	同件	(同)	11
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	11
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建 築 開 発 課)	11

公安委規則

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年二月二十二日

三重県公安委員会委員長 岡 本 直 之

三重県公安委員会規則第二号

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

三重県警察の組織に関する規則（昭和四十一年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(交通部の分課) 第二十三条 (略)	(交通部の分課) 第二十三条 (略)
2 交通企画課に交通安全対策室を置く。	2 (略)
3 (略)	2 (略)
4 運転免許センターに免許管理室、免許試験室、運転者支援室及び意見聴取室を置く。	3 運転免許センターに免許管理室、免許試験室、運転者教育室及び意見聴取室を置く。
(警備部の分課) 第三十条 (略)	(警備部の分課) 第三十条 (略)
2 警備企画課に警備特別捜査室を置く。	2 警備企画課に警備特別捜査室及び危機管理室を置く。
3 警備第二課に危機管理室を置く。	(警備企画課)
(警備企画課) 第三十条の二 警備企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	(警備企画課) 第三十条の二 警備企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
一〜三 (略)	一〜三 (略)
四・五 (略)	四 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
(警備第二課) 第三十二条 警備第二課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。	(警備第二課) 第三十二条 警備第二課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
一・二 (略)	一・二 (略)
三 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。	三 (略)
四 (略)	

附 則

この規則は、平成三十一年三月八日から施行する。

告 示

三重県告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成31年2月22日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
野崎歯科医院	四日市市楠町南五味塚 290-2	医療法人NO・Z A・K I	四日市市楠町南五味塚 290-2	平成 30 年 12 月 1 日	居宅療養管理指導
野崎歯科医院	四日市市楠町南五味塚 290-2	医療法人NO・Z A・K I	四日市市楠町南五味塚 290-2	平成 30 年 12 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 96 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 31 年 2 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
みどり調剤薬局 岩渕店	有限会社みどり調剤薬局	居宅療養管理指導	所在地	伊勢市吹上 1 丁目 10-16	伊勢市岩渕 1 丁目 11-10	平成 31 年 1 月 1 日
みどり調剤薬局 岩渕店	有限会社みどり調剤薬局	介護予防居宅療養管理指導	所在地	伊勢市吹上 1 丁目 10-16	伊勢市岩渕 1 丁目 11-10	平成 31 年 1 月 1 日
みどり調剤薬局 岩渕店	有限会社みどり調剤薬局	居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	伊勢市一之木 4 丁目 5-37	伊勢市岩渕 1 丁目 11-10	平成 31 年 1 月 1 日
みどり調剤薬局 岩渕店	有限会社みどり調剤薬局	介護予防居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	伊勢市一之木 4 丁目 5-37	伊勢市岩渕 1 丁目 11-10	平成 31 年 1 月 1 日
みどり調剤薬局 倉田山店	有限会社みどり調剤薬局	居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	伊勢市一之木 4 丁目 5-37	伊勢市岩渕 1 丁目 11-10	平成 31 年 1 月 1 日
みどり調剤薬局 倉田山店	有限会社みどり調剤薬局	介護予防居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	伊勢市一之木 4 丁目 5-37	伊勢市岩渕 1 丁目 11-10	平成 31 年 1 月 1 日
みどり調剤薬局 一之木店	有限会社みどり調剤薬局	居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	伊勢市一之木 4 丁目 5-37	伊勢市岩渕 1 丁目 11-10	平成 31 年 1 月 1 日
みどり調剤薬局 一之木店	有限会社みどり調剤薬局	介護予防居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	伊勢市一之木 4 丁目 5-37	伊勢市岩渕 1 丁目 11-10	平成 31 年 1 月 1 日

三重県告示第 97 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 31 年 2 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
中田 圭祐	あさけ通り整骨院	四日市市下之宮町 287-1 プラザコート宮の前	平成 31 年 1 月 1 日
服部 陽子	こころ四日市治療院	四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセンター	平成 30 年 12 月 1 日

三重県告示第 98 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 31 年 2 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
--------	--------	-----	---------	-------

服部 陽子	レイス治療院四日市	四日市市あかつき台 4-1-40	こころ四日市治療院 四日市市三重1丁目2番地 メインセンター	平成30年12月1日
-------	-----------	---------------------	--------------------------------------	------------

三重県告示第99号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術者から事業の廃止の届出がありました。

平成31年2月22日

三重県知事 鈴木英敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
矢田 仁	あさけ通り整骨院	四日市市下之宮町 287-1 プラザコート宮の前	平成30年12月31日

三重県告示第100号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成31年2月22日

三重県知事 鈴木英敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
野崎歯科医院	四日市市楠町南五味塚 290-2	医療法人NO・Z A・K I	四日市市楠町南五味塚 290-2	平成30年12月1日	居宅療養管理指導
野崎歯科医院	四日市市楠町南五味塚 290-2	医療法人NO・Z A・K I	四日市市楠町南五味塚 290-2	平成30年12月1日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第101号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成31年2月22日

三重県知事 鈴木英敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
中田 圭祐	あさけ通り整骨院	四日市市下之宮町 287-1 プラザコート宮の前	平成31年1月1日
服部 陽子	こころ四日市治療院	四日市市三重1丁目2番地 メインセンター	平成30年12月1日

三重県告示第102号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成31年2月22日

三重県知事 鈴木英敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
みどり調剤薬局岩渕店	有限会社みどり調剤薬局	居宅療養管理指導	所在地	伊勢市吹上1丁目10-16	伊勢市岩渕1丁目11-10	平成31年1月1日

みどり調剤薬局 岩渕店	有限会社みどり調 剤薬局	介護予防居宅 療養管理指導	所在地	伊勢市吹上 1 丁 目 10-16	伊勢市岩渕 1 丁 目 11-10	平成 31 年 1 月 1 日
みどり調剤薬局 岩渕店	有限会社みどり調 剤薬局	居宅療養管理 指導	主たる事 務所の所 在地	伊勢市一之木 4 丁目 5-37	伊勢市岩渕 1 丁 目 11-10	平成 31 年 1 月 1 日
みどり調剤薬局 岩渕店	有限会社みどり調 剤薬局	介護予防居宅 療養管理指導	主たる事 務所の所 在地	伊勢市一之木 4 丁目 5-37	伊勢市岩渕 1 丁 目 11-10	平成 31 年 1 月 1 日
みどり調剤薬局 倉田山店	有限会社みどり調 剤薬局	居宅療養管理 指導	主たる事 務所の所 在地	伊勢市一之木 4 丁目 5-37	伊勢市岩渕 1 丁 目 11-10	平成 31 年 1 月 1 日
みどり調剤薬局 倉田山店	有限会社みどり調 剤薬局	介護予防居宅 療養管理指導	主たる事 務所の所 在地	伊勢市一之木 4 丁目 5-37	伊勢市岩渕 1 丁 目 11-10	平成 31 年 1 月 1 日
みどり調剤薬局 一之木店	有限会社みどり調 剤薬局	居宅療養管理 指導	主たる事 務所の所 在地	伊勢市一之木 4 丁目 5-37	伊勢市岩渕 1 丁 目 11-10	平成 31 年 1 月 1 日
みどり調剤薬局 一之木店	有限会社みどり調 剤薬局	介護予防居宅 療養管理指導	主たる事 務所の所 在地	伊勢市一之木 4 丁目 5-37	伊勢市岩渕 1 丁 目 11-10	平成 31 年 1 月 1 日

三重県告示第 103 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 31 年 2 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
服部 陽子	レイス治療院四日市	四日市市あかつき台 4-1-40	こころ四日市治療院 四日市市三重 1 丁目 2 番 地 メインセンター	平成 30 年 12 月 1 日

三重県告示第 104 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から事業の廃止の届出がありました。

平成 31 年 2 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
矢田 仁	あさけ通り整骨院	四日市市下之宮町 287-1 プラ ザコート宮の前	平成 30 年 12 月 31 日

三重県告示第 105 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成 31 年 2 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 域	区 分
磯津区域 （四日市市漁業協同組合のうち磯津の地区）	機船船びき網漁業（合計総トン数 10 トン以上 40 トン未満の漁船によるものをいう。）

白子区域 (鈴鹿市漁業協同組合のうち白子の地区)	機船船びき網漁業(合計総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるものをいう。)
-----------------------------	--

三重県告示第106号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第118条第1項の規定により一定の水域を次のとおり定めます。
 漁業災害補償法の規定による一定の水域の設定(平成26年三重県告示第35号)は、廃止します。
 なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成31年2月22日

三重県知事 鈴木 英 敬

法第114条に掲げる養殖業

小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式さけ・ます養殖業、小割り式2年魚ふぐ養殖業、小割り式3年魚ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式5年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚くろまぐろ養殖業、小割り式3年魚くろまぐろ養殖業、小割り式4年魚くろまぐろ養殖業、小割り式5年魚くろまぐろ養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業、小割り式かわはぎ養殖業

加入区の名称	区域	備考
魚類第1加入区	三重区第1001号、三重区第1002号及び三重区第1003号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部(桃取町)
魚類第2加入区	三重区第1501号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(宿浦)
魚類第3加入区	三重区第1004号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(神原)
魚類第4加入区	三重区第1005号及び三重区第1006号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(五ヶ所浦)
魚類第5加入区	三重区第1007号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(中津浜浦)
魚類第6加入区	三重区第1008号、三重区第1009号、三重区第1010及び三重区第1011号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(迫間浦)
魚類第7加入区	三重区第1012号及び三重区第1013号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(磯浦)
魚類第8加入区	三重区第1014号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(相賀浦)
魚類第9加入区	三重区第1015号及び三重区第1016号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(阿曾浦)
魚類第10加入区	三重区第1017号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(贅浦)
魚類第11加入区	三重区第1018号及び三重区第1502号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(奈屋浦)
魚類第12加入区	三重区第1019号、三重区第1020号、三重区第1021号及び三重区第1503号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(神前浦)
魚類第13加入区	三重区第1022号、三重区第1023号、三重区第1024号、三重区第1025号及び三重区第1026号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(方座浦)
魚類第14加入区	三重区第1027号、三重区第1028号、三重区第1029号、三重区第1030号及び三重区第1031号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(古和浦)
魚類第15加入区	三重区第1032号、三重区第1033号、三重区第1034号、三重区第1035号及び三重区第1036号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(錦)
魚類第16加入区	三重区第1037号及び三重区第1038号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(海野)
魚類第17加入区	三重区第1039号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(道瀬)
魚類第18加入区	三重区第1040号、三重区第1041号、三重区第1042号及び三重区第1043号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(白浦)
魚類第19加入区	三重区第1044号、三重区第1045号、三重区第1046号及び三重区第1047号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(引本)
魚類第20加入区	三重区第1048号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(矢口浦)

魚類第 21 加入区	三重区第 1049 号、三重区第 1050 号、三重区第 1051 号、三重区第 1052 号、三重区第 1053 号、三重区第 1054 号及び三重区第 1055 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (須賀利)
魚類第 22 加入区	三重区第 1056 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (尾鷲)
魚類第 23 加入区	三重区第 1057 号及び三重区第 1058 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (大曾根)
魚類第 24 加入区	三重区第 1059 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (九鬼)
魚類第 25 加入区	三重区第 1060 号、三重区第 1061 号、三重区第 1062 号及び三重区第 1063 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (三木浦)
魚類第 26 加入区	三重区第 1064 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (古江)
魚類第 27 加入区	三重区第 1065 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (曾根浦)
魚類第 28 加入区	三重区第 1066 号、三重区第 1504 号及び三重区第 1505 号区画漁業権漁場の区域	熊野 (二木島、甫母須野)
魚類第 29 加入区	三重区第 1067 号及び三重区第 1068 号区画漁業権漁場の区域	熊野 (二木島)

三重県告示第 107 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 31 年 2 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 時下野尻線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市藤原町大字西野尻字轟 1658 番地先 から いなべ市藤原町大字西野尻字轟 1659 番地先 まで	旧	23.20~24.40	14.00
	新	8.00~23.10	14.00

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市関線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市大久保町字流込 1719 番 1 地先 から 鈴鹿市山本町字鍛冶垣内 1163 番 10 地先 まで	旧	7.25~34.34	1210.50
	新	9.75~40.15	1210.50

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市山出字松林 1549 番 6 地先内	旧	22.30~23.00	38.80
	新	25.30~25.90	38.80

三重県告示第 108 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 31 年 2 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 時下野尻線	いなべ市藤原町大字西野尻字轟 1658 番地先 から いなべ市藤原町大字西野尻字轟 1659 番地先 まで	平成 31 年 3 月 7 日

県道 四日市関線	鈴鹿市大久保町字流込 1718 番 1 地先 から 鈴鹿市山本町字中辻 727 番 2 地先 まで	平成 31 年 2 月 22 日
県道 紀宝川瀬線	南牟婁郡紀宝町高岡字札立 694 番地先 から 南牟婁郡紀宝町高岡字見ノ越 3087 番地先 まで	平成 31 年 2 月 22 日

三重県告示第 109 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から申請のあった販売所の新設について、次のとおり承認しました。

平成 31 年 2 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	新 設 す る 販 売 所		新設年月日
	名 称	所 在 地	
伊賀ふるさと農業協同組合	上野西支店	伊賀市木興町 494-1 番地	平成 31 年 2 月 14 日

三重県告示第 110 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の名称を次のとおり変更する旨の届出がありました。

平成 31 年 2 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販 売 所 の 名 称		変更年月日
	旧	新	
伊賀ふるさと農業協同組合	上野西支店（花垣ふれあい店）	上野西支店花垣	平成 31 年 2 月 25 日
	大山田支店阿波ふれあい店	大山田支店阿波	

三重県告示第 111 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所を次のとおり廃止する旨の届出がありました。

平成 31 年 2 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	廃 止 す る 販 売 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
伊賀ふるさと農業協同組合	上野東支店小田ふれあい店	伊賀市小田町 203 番地の 1	平成 31 年 2 月 23 日
	上野北支店長田ふれあい店	伊賀市長田 2345 番地	
	上野東支店久米ふれあい店	伊賀市久米町 283 番地	
	上野西支店花之木ふれあい店	伊賀市大内 751 番地の 1	
	上野西支店古山ふれあい店	伊賀市古山界外 87 番地	

公 告

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 144 条の 9 第 3 項の規定に基づき、次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成 31 年 2 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 氏名又は名称
コーエード石油株式会社

- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
伊賀市野村 44 の 3
- 3 指定の取消しの年月日
平成 31 年 1 月 28 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

平成 31 年 2 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
新保 昭則	桑名市	桑名市多度町御衣野字天ノ子 4122
有限会社 種村牧場	いなべ市	いなべ市藤原町本郷字田尻 2824-1 ほか 2 筆
田中 芳孝	鈴鹿市	鈴鹿市甲斐町耕田 316
株式会社 稲生営農サービス	鈴鹿市	鈴鹿市野町南土場 428 ほか 8 筆
樋口 完	鈴鹿市	鈴鹿市野村町起 569-1 ほか 2 筆
株式会社 瑞穂の国川出農園	鈴鹿市	鈴鹿市東玉垣町下清水 2870 ほか 4 筆
株式会社 ふぁーむまつおか	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字千草字下岡 7481 ほか 15 筆
黒田 清和	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字小島字一本松 4606
谷 慎介	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字菰野字藤之木 9483 ほか 19 筆
石川 雅人	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字永井字勝部 3632 ほか 6 筆
芝田 篤	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字永井字東浦 3706 ほか 4 筆
千種 敏治	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字竹成字翁 4337 ほか 16 筆
高田 幸司	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字福村字北垣内 374 ほか 17 筆
萩 久和	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字下村字川原 303-1 ほか 1 筆
萩 寛文	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字下村字川原 232 ほか 2 筆
筒井 慶次	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字榊字榊 1029
佐藤 賢二	三重郡朝日町	三重郡朝日町柿字東廻り 28-1
有限会社 イケダグリーン	津市	津市白山町中ノ村大谷 661 ほか 1 筆
農事組合法人 南家城営農組合	津市	津市白山町南家城大坪 2683
山岸 泰平	津市	津市白山町古市東沖 214-1
中村 高之	津市	津市白山町二本木くずれ 4924 ほか 2 筆
株式会社 林営農センター	津市	津市殿村室部 1738
有限会社 玉善	松阪市	松阪市美濃田町字上免 157 ほか 19 筆
西井 主	松阪市	松阪市嬉野須賀町字立原 1721-1 ほか 2 筆
高瀬 和美	松阪市	松阪市甚目町字頓田 151-1 ほか 1 筆
株式会社 十八共生会	松阪市	松阪市中ノ庄町字東浦 383 ほか 3 筆
農事組合法人 笠松営農組合	松阪市	松阪市笠松町字塚 389-5 ほか 2 筆

株式会社 ドイファーム	松阪市	松阪市嬉野下之庄町字川原 2132-1
農事組合法人 元丈の里営農組合	多気郡多気町	多気郡多気町波多瀬浜井場 1450 ほか 3 筆
農事組合法人 あぐりパワーにた	多気郡多気町	多気郡多気町仁田ニシク 184-1 ほか 78 筆
中井 法夫	多気郡多気町	多気郡多気町平谷寺前 1411 ほか 26 筆
株式会社 小林農産	多気郡明和町	多気郡明和町大字養村千原 1130-3 ほか 4 筆
田中 藤生	度会郡大紀町	度会郡大紀町大内山字米ヶ谷新田 6507-1 ほか 65 筆
九鬼ファーム 株式会社	度会郡大紀町	度会郡大紀町崎字沖田 5141 ほか 21 筆
嶋津 秀周	伊賀市	伊賀市上友生上垣内 2319 ほか 1 筆
農事組合法人 生玉ファーム	伊賀市	伊賀市西湯舟荒堀 3712-1 ほか 1 筆
株式会社 ヒラキファーム	伊賀市	伊賀市古郡北川 1131 ほか 28 筆
農事組合法人 ケイ・アイ・ファーム	伊賀市	伊賀市才良古崎 1805 ほか 28 筆
合同会社 みなみ農園	伊賀市	伊賀市上神戸庄田 4839 ほか 40 筆
宮本 悦文	伊賀市	伊賀市古郡友田 1205 ほか 8 筆
中森 年秋	伊賀市	伊賀市上林原ノ前 2319 ほか 11 筆
東 宣夫	伊賀市	伊賀市上神戸中出 5914 ほか 25 筆
森崎 幹生	伊賀市	伊賀市下神戸三石代 3973 ほか 57 筆
半田 敏明	伊賀市	伊賀市上神戸半田 844 ほか 4 筆
富田 英作	伊賀市	伊賀市中友生大沢 2159
農事組合法人 下友生ファーム	伊賀市	伊賀市下友生穴ヶ谷 3329 ほか 2 筆
農事組合法人 市部営農組合	伊賀市	伊賀市伊那具山神谷 3383 ほか 5 筆
寺嶋 竜二	伊賀市	伊賀市白樫乳母谷 5419-3 ほか 2 筆
農事組合法人 三重伊賀里山整備活用組合	名張市	名張市井手 1016 ほか 47 筆
武田 修司	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町上市木越ノ谷 3620 ほか 1 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

平成 31 年 2 月 22 日

平成 31 年度三重県学校給食用牛乳供給事業者を決定しましたので、次のとおり公表します。

平成 31 年 2 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域	市 町 名	供 給 事 業 者
1	いなべ市及び東員町	有限会社四日市酪農
2	桑名市、木曽岬町、朝日町及び川越町	大内山酪農農業協同組合
3	四日市市	有限会社四日市酪農
4	鈴鹿市	大内山酪農農業協同組合
5	津市	大内山酪農農業協同組合
6	伊賀市及び名張市	日本酪農協同株式会社 滋賀工場
7	松阪市	大内山酪農農業協同組合
8	多気町及び明和町	大内山酪農農業協同組合
9	伊勢市、鳥羽市及び志摩市	大内山酪農農業協同組合
10	尾鷲市、熊野市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町及び紀宝町	大内山酪農農業協同組合

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 10 条第 1 項の規定により、大台土地改良区（維持管理事業）の設立を平成 31 年 2 月 13 日認可しました。

なお、設立認可に不服がある者は、三重県を被告として、設立認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 31 年 2 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 10 条第 1 項の規定により、平谷・前村土地改良区（維持管理事業）の設立を平成 31 年 2 月 13 日認可しました。

なお、設立認可に不服がある者は、三重県を被告として、設立認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 31 年 2 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 10 条第 1 項の規定により、片野土地改良区（維持管理事業）の設立を平成 31 年 2 月 13 日認可しました。

なお、設立認可に不服がある者は、三重県を被告として、設立認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 31 年 2 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、名張市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 31 年 2 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

名張都市計画道路

3・4・5 号下川原柏原線

3・4・13 号広坊中村線

3・5・18 号結馬長屋池線

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 31 年 2 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
平成 31 年 2 月 4 日	株式会社サンマル開発 代表取締役 相馬 雅之	三重県三重郡菟野町大字 竹成 3571-1	いなべ市大安町石 樽東字南林 2562-4	A	5.0	35.0

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
